

平成30年3月1日

於・1002会議室（10階）

第1050回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 報告事項（総合通信基盤局関係）	
○ 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 に係る認定申請の受付結果について	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について (諮問第4号)	4
(2) 日本放送協会に対する平成30年度国際放送等実施要請について (諮問第5号)	7
(3) 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可 及び 放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可について (諮問第6号)(諮問第7号)	16
(4) 基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更につ いて (諮問第8号)	21
(5) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について（北海道 「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許） (諮問第9号)	25
(6) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送の業務の認定について（東北広域圏） (諮問第10号)	30

4. 報告事項（情報流通行政局関係）

○ 平成30年地上基幹放送局等の再免許等について…………… 36

5. 閉 会 …………… 43

開 会

○吉田会長 先ほど、ご案内がございましたとおり、本日は櫻田委員がテレビ会議でご出席をされておりますが、私の声は聞こえておりますでしょうか。

○櫻田委員 はい、大変明瞭に聞こえています。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するよう、ご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局関係）

○第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について

○吉田会長 それでは審議を開始いたします。

報告事項、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果につきまして、金澤移動通信企画官からご説明をお願いいたします。

○金澤移動通信企画官 ご説明申し上げます。

本件は、12月26日に答申いただきました割り当ての方針、開設指針に基づきまして、1月26日から2月26日までの間、4G、第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の申請を受け付けたところでございます。その結果、4件の申請がございました。申請者はここに記載がござい

ますとおり、50音順に、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイルネットワーク株式会社、以上の4件でございました。

次のページをおめくりください。

2ページ目ですけれども、今、受け付けました申請について総務省において審査に着手したところがございます。今後、申請内容を審査の上、改めて諮問させていただきたいと考えております。本日のところは、申請事業者の名称の報告ということでございます。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員 林でございます。

報告事項につきまして、先ほどはご説明をいただきまして、ありがとうございました。

本件は、世の中としても非常に関心の高いところでもございますし、それから私は、前回の電監審の場で、本件に関する世上の関心の高さにかんがみ、熟議と申しますか、十分かつ綿密なご審議をお願いしたいと申し上げました。今回、各社から開設計画の申請が上がってきたということでございますので、これから総務省においてこれらの審査が行われると承知いたしておりますけれども、先ほど申しましたように、電監審の各委員と致しましても、申請事業者から計画の概要でありますとか、開設計画の申請の背後にある各申請事業者の考え方ありますとか、そういったものを直接おうかがいする機会があれば、今後、本件が諮問される際の審議に当たっても非常に有益であると思っております。

すので、そういった機会が設けられないか、総務省において、ぜひご検討のほどをお願いしたいというのが、私からの要望でございます。

以上です。

○吉田会長 大変貴重なご意見、ありがとうございました。

ただいまの林先生からのご意見につきまして、委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

基本にご賛同いただけるというような感じでしょうか。

○松崎委員 前に一度、そういう機会が設けられたことがありました。ほかの事業者の方も参加されて大きな大会議室で開催して、活発な意見の交換がありました。準備とかいろいろ大変だと思いますが、可能でしたら、ぜひなさっていただけたらと思います。事業者の方の見方などがいい意味でよくわかる機会です。とても大切なことだと思います。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、林委員のご意見を踏まえまして、また今、松崎委員からもご賛同の意見を頂戴いたしましたので、総務省で一度ご検討いただけますでしょうか。

○竹内電波部長 ただいまの委員のご意向を踏まえまして、ヒアリングを実施するということで、私どもで準備を進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ほかに委員の方から何か別のご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は、退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局職員入室まで、しばらくお待ちください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可について

(諮問第4号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第4号になりますが、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可につきまして、湯本放送政策課長からご説明をお願いいたします。

○湯本放送政策課長 放送政策課長の湯本でございます。

お手元の諮問第4号説明資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、1、申請の概要でございます。日本放送協会から、放送法第64条第2項の規定に基づきまして、日本放送協会放送受信料免除基準の変更の認可申請がございました。

変更の概要及び理由でございますが、1ページ目の下の図にあるとおり、現行の社会福祉事業を行う施設等におきまして、受信料の免除が規定されておりますが、具体的に対象となっておりますのは、平成13年以前に社会福祉法に規定された施設でございます。すなわち、平成13年以降に社会福祉法に規定された施設等は免除の対象外でございますが、今般の改正によりまして、社会福祉法に規定された施設等につきまして、規定時期にかかわらず、全て免除対象とするものでございます。

具体的に、新たに免除対象となる社会福祉施設等につきましては、2ページ目をごらんいただければと思います。

現行の免除対象としておりますのは、事業数にして70、件数は28万でございます。これに加えまして、新たに25の事業、合計免除件数2万、これは推計でございますが、これが新たな免除対象となるものでございます。

それぞれ児童福祉関連、障害者福祉関連、老人福祉関連等々で、こちらに記載の事業は、具体的な免除対象になるといったようなことでございます。

具体的な規定ぶりとしたしましては、お手元の資料の4ページ目の下をごらんいただきたいと思っております。別表1というところで、社会福祉施設等が規定されておりますが、現行の基準は、一言で申しますと各施設ごとに限定列挙になっているというものにつきまして、包括的に規定ぶりを変えるとといったようなことでございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思っております。受信料の免除が事業収支に及ぼす影響でございますが、減収額は2億円。支出額につきましては、特に影響がないということでございます。

実施時期につきましては、平成30年4月1日からの施行を目指しております。

次に審査の結果でございます。本件の申請は、社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設等及び更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う施設について、一部施設等、受信料免除の対象とされていない状況のもと、外部の有識者から構成されるNHK受信料制度等検討委員会の答申や、国民・視聴者を対象とした意見募集を日本放送協会で行っており、これらの結果を踏まえて、同一の法律に規定する施設等における取り扱いの差をなくすといった観点から、全ての施設を受信料免除の対象とするものでございます。

したがいまして、必要かつ適当なものと認められるということでございます。

また、先ほど申し上げたとおり、本件の免除による事業収入の減収額につきましては、年間2億円程度と見込まれていることから、NHKが公共放送の担い手として、社会的使命を果たす上で大きな影響を及ぼすものではないと認められるということでございます。

よって、本件申請については、申請のとおり認可することとしたいというのが審査の結果でございます。

10ページ以下は、参考の資料でございますので、適宜参考にしていただければと思います。14ページ以降は諮問書でございます。

説明は以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは私から一言お伺いさせていただきます。基本的に大変結構な案ではないかと思えます。ただ、先ほどのご説明資料のなかで、免除対象のカテゴリーといたしまして、社会福祉法に規定されている施設と、それから更生保護事業法でしたでしょうか、そちらの2つの法律によって規定されている施設と書かれていたかと思うんですけれども、前者につきましては、今、詳細なご説明をいただきましたけれども、後者の更生保護事業法の関係の施設につきまして、どのようなものがあるのか少し補足説明をお願いできたらと思います。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。ご説明をさせていただきたいと思えます。

今、ご指摘ございましたとおり、厳密に申しますと、社会福祉法に規定されている社会福祉事業のほか類似する事業といたしまして、更生保護事業法に基づく施設といったようなものがございます。

具体的な法律の条項につきましては、少し後ろの13ページをごらんいただきたいと思ひます。こちらの更生保護事業法で、主に犯罪をした者及び非行のある少年等が改善更生を行うということを目的として幾つかの事業がございます。この点についても今回対象にするといったようなことでございますが、この更生保護事業につきましては、もともと従来は継続保護事業と呼ばれる事業。この13ページでいいますと、第2条の第2項に規定された事業でございます。この点が対象になっていたのでございますが、今般の改正に合わせて、この3項に載っている一時保護事業、それから4項に規定をしております連絡助成事業、こういったものにつきましても全て保護事業を対象にするといったようなことでございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

委員の方からほかに何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第4号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 櫻田委員はいかがでしょう。

○櫻田委員 異議ありません。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(2) 日本放送協会に対する平成30年度国際放送等実施要請について

(諮問第5号)

○吉田会長 それでは、引き続きまして、諮問第5号、日本放送協会に対する

平成30年度国際放送等実施要請につきまして、清水国際放送推進室長からご説明をお願いいたします。

○清水国際放送推進室長　ご説明差し上げます。

諮問第5号説明資料をごらんください。

本件は、日本放送協会が行うラジオ国際放送及び外国人向けテレビ国際放送につきまして、平成30年度の放送の実施を要請するものでございます。要請は毎年度行っておりまして、平成29年度要請と同様の内容を、平成30年度も要請したいというものでございます。

まず1の要請放送制度についてでございます。NHKに対して国際放送の実施を要請することにより、我が国に対する正しい認識を培い、国際親善、経済交流の発展等を図るとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供することを目的としております。

制度の概要でございますが、放送法第65条第1項によりまして、総務大臣はNHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定してラジオ国際放送及びテレビ国際放送を行うことを要請することができることと定められております。

なお、放送事項につきましては、邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項や国の重要な政策に係る事項などに限定されております。

第2項におきまして、要請に当たっては、放送番組の編集の自由への配慮義務が定められております。

また、2ページに入りますが、67条におきまして、NHKが要請に応じた場合には、要請放送のための費用を国が負担することとされておりまして、平成30年度は、ラジオ9.6億円、テレビ25.8億円、計35.4億円を計上しております。

続きまして、要請内容についてでございますが、その前に9ページをごらん

ください。ラジオ国際放送及びテレビ国際放送の状況について、簡単にご説明いたします。

ラジオ国際放送につきましては、放送時間は1日延べ64時間30分、使用言語は18言語で放送されております。

10ページに入りますけれども、テレビ国際放送につきましては、英語放送である外国人向けと日本語放送である邦人向けがありまして、インテルサット衛星3機で広く世界をカバーし、各国で受信しやすい地域衛星やケーブルテレビなどにより配信されております。

3ページにお戻りください。

ラジオ国際放送の要請内容についてでございます。初めに3の(5)をごらんいただきたいのですが、放送言語を日本語、中国語、朝鮮語としております。これは、テレビとラジオの役割分担としまして、テレビ国際放送は外国人向け、ラジオについては在外邦人向けに日本語、これに加えて重要な近隣諸国の言語ということで中国語と朝鮮語を要請するものでございます。

そして、1の放送事項につきましては、放送法に定める邦人の生命、身体及び財産の保護に係るに事項などに係る放送及び解説とし、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意することとしております。

続きまして、テレビ国際放送についてでございます。1の放送事項につきましては、放送法に定める邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項などとしておりまして、3の(3)におきまして、言語は英語としつつ、29年度と同様、多言語化に向けて必要な取り組みに努めることとしております。

また、(4)におきまして、認知度の向上や受信者の増加に努めることとしております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度の要請内容となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうもご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

林委員、お願いいたします。

○林委員 ご説明ありがとうございました。

6頁のところで、国の費用負担についてでございますが、平成30年度予算案が原案どおり成立した場合は約25.8億円とのことでございます。国の財政が厳しい折、この増額を図ることはなかなか容易ではないとは存じますが、諸外国の例で申しますと、私が調べた限りでは、イギリスの公共放送であるBBCの国際放送に対し、イギリス政府は2016年度から4年間で総額2億8,900万ポンド、これは日本円に直しますと約405億円でございますが、国の予算規模から言っても巨額ともいえる資金投入を行うことを明らかにしておきまして、もちろん国情や制度の違いがございますので、単純比較はできませんけれども、それでも彼我の差は歴然でございます。BBCワールドサービスの言語数は合計で40に達することになるとも聞いております。こうしてみますと、国際社会における日本のプレゼンス・発信力を高めるという見地からも、国際放送の重要性はますます高まっておりますので、協会におかれましても、引き続きサービスの拡充に務めていただきたいと思いますと思っております。もちろん、向こうは母語が英語なので、視聴者数ももともと非常に多く、これまたわが国と単純比較はできないとは思うのですけれども、先程来、あえて強調しておりますように、昨今の世界情勢にかんがみますとき、公平・公正で中立的な報道等を通じて、国際社会における日本のプレゼンスを高め、もって日本に対する正しい理解を幅広く持ってもらうという見地からも、国際放送の重要性はこれからも一層高まることが予想されますので、総務省におかれましては、協会に対しては、いま申し上げたような問題意識をもって、本件要請を行っていただくことを希望する次第でございます。

以上です。

○清水国際放送推進室長 国際放送推進室の清水でございます。

先生がご指摘のとおり、イギリスでは政府からも資金を投入して、アフリカですとか、情報が届きづらいところにも現地の言語で情報を届けるということで、政府の資金も投入して多言語をさらに進めてサービスの拡充を進めると発表して、今、取り組んでいるところと認識しております。

当然、我々としても同じ考えでおりまして、28年度までの要請ではスペイン語の実証に試行的に取り組むこととしておりましたけれども、29年度要請では単純に実証を続けるのではなくて、さらに能動的に多言語化に向けて進んでもらいたいということで、多言語化に向けて必要な取り組みに努めることとしております。

NHKとしましても、実証は継続しサービスの向上に努めておりますし、昨年10月から多言語でVOD、新たに6言語でVODサービスを開始しているところでございます。当然のことながら、いろいろな形で進めていってもらわなければならないところであり、総務省としても当然、進めていってほしいと思っております。

○林委員 ぜひよろしくをお願いします。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。櫻田委員から、何かございますでしょうか。

○櫻田委員 この点においては、今後ますます大きくなる国際放送の重要性を踏まえて、さらに力を入れていくべきだと思います。そのうえで、幾つか質問というか意見があります。……。

○吉田会長 櫻田委員？ 櫻田委員？

○櫻田委員 ラジオ、テレビというのを……。

○吉田会長 櫻田委員、聞こえますか。

○櫻田委員 聞こえます。

○吉田会長 先ほどのご質問の途中、しばしば声がこもるとか、途切れるところがありまして、ご発言が聞きづらい箇所がございました……。

(テレビ会議システム不調につき、一時中断・再開)

○櫻田委員 まず、国際放送の実施要請については、日本文化の周知や、拉致問題を含む国際的に抱えている問題に対する国際世論の醸成という点で、意義および必要性は賛同します。国際放送の重要性は、昨今の国際情勢や、あるいはポリティカルな状況を踏まえれば、ますます必要になってくるだろうと思っております。林委員の発言の観点に、大いに賛同するのがありますし、もっと積極的に今後の媒体を使って、説明していくべきと思います。

2つ目は、ラジオ、テレビという2つの媒体について対外的に濃淡をつけてその活用目的を分けているとのことですが、少なくとも私が見る限りBBCや、あるいは世界で最も多く視聴されている媒体は、ラジオ、テレビというのをあまり区別しないで、積極的に、それから広く発信するというのに努めていると感じます。例えば、私たちビジネスマンは、BBC、FT、あるいはCNNという媒体で、国際的な事件、あるいは政治的な話題について視聴する機会も多いです。ぜひ日本の立場をしっかりと訴える上でも、ラジオとテレビというのは区別せずに、積極的に打ち出していくべきだろうと思っております。

3つ目は、先ほど事務局から説明の、5ページ・6ページの、その他必要な事項、(4)に関してです。国内外において、放送内容等についての十分な周知広報を行うとともにあります。また、放送と連携したインターネットの適切な活用により、認知度の向上および受信者の増加に努め、より効果的な普及に資するようという努力規定の記載や、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたこれらの取組加速の記載があります。これはおそらく努力することだけではなく、実際に毎年の進捗を捕捉していくのかと思うのですが、

総務省として、NHKが展開している打ち手や、進捗をどのように補足しているかお聞かせください。以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご発言につきましても、音声がしばしば途切れ聞きづらい箇所がございましたので、念のため確認させていただきますと、最初の櫻田委員のご意見は、昨今の状況から判断して、こういうテレビやラジオを使った国際放送をもっと積極的にやるべきだというご意見でしたでしょうか。英国のBBC等に負けないぐらい、もっとどんどん積極的にやるべきだと。

2つ目が、テレビとラジオを、ここではある意味役割分担をしているわけですが、そういうのはやめて、むしろ全体的な最適化というか、要は区別しないでやりなさいということだったでしょうか。

それから3つ目が、5ページの3番の(4)に関することでしょうか。そこに書かれている通り周知広報を十分行い、その結果どの程度この国際放送が認知されて、どれだけ広く視聴されているか、そういうことについて毎年調査を行いながら、積極的に進めていくべきだと。

○櫻田委員 本件について、手法の最適化という発想より、まずとにかく知らしめ、国際世論の醸成を行うことの方が今は重要だと思います。これまでのようなスタンスではなくて、もっと積極的に日本の立場を対外的に訴えていくことが必要だと感じます。

○吉田会長 清水国際放送推進室長からお答えいただきます。

○清水国際放送推進室長 国際放送によりまして、我が国について発信していくことが重要だというのは、まさに我々としても十分感じているところでございます。

放送の実施要請につきましては、どうしても必要なことに限るということで、財政面も含めまして、テレビは英語、ラジオは日本語プラス中国語、韓国語と

しておりますけれども、これも踏まえて、NHKとしましては、ラジオもそれ以外の言語も含めてやっておりますし、テレビについても日本語、英語としております。

また、30年度には、まさに先生がご指摘のとおり、NHKとしましては、テレビ、ラジオと言った切り分け、NHKワールドTVとNHKワールドラジオといったものをやめまして、名称をNHKワールドJAPANとし、テレビ、ラジオ、インターネット全てを含む概念でサービスをしていくと切りかえております。そこは新しい流れに乗るような形でやるとなっているところかなと思っております。

また、テレビでございますけれども、周知し、認知度でしたり、実際の視聴者ということでございますけれども、まさに伸ばしていってもらわなければならないところかなと思っております。

NHKとしましては、来年度以降の3カ年計画の中でインターネットでの発信強化や多言語化の推進というものを打ち出しております。認知度調査というのはこれまでも実施しております、直近の第3四半期ですと、特にアジア、タイでは32.2%から40.9%と伸ばしております。

もともとのプロモーション活動というのが現地のイベントに参加するとか、マスを手にしたようなプロモーションに頼ってございましたけれども、これでは行き届かないということで、タイ語のSNSを始め、昨年10月からはテレビ国際放送の一部の番組に、タイ語の字幕をつけてVOD発信するなどしたことで、認知度も上がっているのだろうということも踏まえまして、今後ますますSNSによるインターネット配信の強化でしたり多言語化というものにより、認知度向上プロモーションにあたっていくと打ち出しているものと思っております。

BBCなどと比較すれば当然まだまだですので、この数字、当然これからも

注視しながらNHKの取り組みを促していきたいと思っております。

○吉田会長 ありがとうございます。

櫻田委員もよろしいでしょうか。

○櫻田委員 ええ。例えばダボス会議もそうですし、国際会議の中でも日本に対する思いや期待は、過去に比べると減ってきていると感じます。しかし、個別に各国のキーパーソンと話をする、日本に対する関心というのは決して落ちていない。むしろ、いてほしい国、日本というイメージを持っている方が多いんです。いろいろ検討して5年ぐらいの時間をかけて実施しても、タイミングを逃してしまえば意味がないと思います。まさに必要な時期に、思い切って展開するというのも戦略的にはあり得ると思うのです。本件については、実施の主体はNHKではありますが、あまり慎重になりすぎると機を逸してしまい意味はなくなる可能性もあるということをし添えておきます。

○吉田会長 貴重なコメントありがとうございます。

私もこの国際放送は非常に重要な役割を担っていると思いますし、また、その役割については、この審議会とは別に、放送に関する諸課題を検討されている別の会合等でもいろいろとご検討なさっていたように伺っていますので、そのあたりも踏まえまして、ご指導のほど、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろとコメントを頂戴いたしました。この諮問第5号につきましては、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 櫻田委員もよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

○櫻田委員 ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

○櫻田委員 委員長、すみません。ここで失礼いたします。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○吉田会長 櫻田委員がここで所用のために退室されます。どうもありがとうございました。

○櫻田委員 ありがとうございました。

○吉田会長 では、これ以降はマイクを使わなくてもいいということですので、マイクなしで進めさせていただきます。

(3) 放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可 及び

放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可について

(諮問第6号)(諮問第7号)

○吉田会長 次に、諮問第6号になりますが、放送大学学園の特定地上基幹放送局の廃止の認可及び諮問第7号になりますが、放送大学学園の衛星基幹放送の一部業務の廃止の認可につきまして、まとめて審議することといたします。

三田地上放送課長及び井幡衛星・地域放送課長から、ご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 地上放送課長の三田です。よろしくお願いたします。

私からは、諮問第6号について、ご説明をさせていただきます。お手元の諮問第6号説明資料をごらんください。

2ページに、諮問の概要を書いています。

背景ですが、放送大学学園につきましては、昭和60年の4月に関東地方の一部地域を対象地域として、アナログテレビ放送及びFMラジオ放送を開始し

ました。その後、平成23年の10月にBSテレビ放送及びBSラジオ放送を開始したことにより、日本全国での放送授業番組の視聴環境が整備されました。

放送大学学園においては、平成28年5月に近年の一般家庭へのBS放送受信機の普及状況等に鑑み、平成30年10月30日までに衛星基幹放送に完全移行することとして、地上基幹放送を終了することを決定したということです。

なお、近年の一般家庭のBS放送受信機の普及状況は、BSデジタル放送視聴可能世帯が約7割というデータがあります。

今般、地上基幹放送の終了に向けて、放送大学学園の特定地上基幹放送局について、放送法第89条第1項の規定に基づき、廃止に係る認可について申請がありました。

諮問の概要ですが、特定地上基幹放送局の廃止について、視聴環境の確保や周知広報等の観点から審査を行った結果、適当であると認められることから、放送法第89条第1項の規定により、認可することとしたいというものです。

3ページが審査の概要です。3つの観点から審査を行いました。

1点目は、特定地上基幹放送局を廃止する妥当性です。これにつきましては、現在、先ほど申しあげましたように、関東地方の一部のエリアのみ、衛星基幹放送と地上基幹放送で重複しているという状況があります。これの解消を図ることになりますので、電波の有効活用や申請者である放送大学学園の効率的な運営という観点からも、妥当であると認められます。

2点目が視聴環境の確保です。先ほど申しあげましたように、放送大学学園の番組は、衛星でも視聴することができるということになっておりますので、引き続き、放送による視聴環境は確保されるものと認められること、また、放送以外においても、インターネットによる授業番組の配信や、全都道府県に設置している学習センター等における視聴環境の提供、放送番組の記録媒体の郵送貸し出しなども行っているということであり、地上基幹放送が終了した場合

も授業番組の視聴環境の確保に向けて、さまざまな対策が講じられているという事です。

3点目が、周知広報対応という観点です。これにつきましては、平成28年5月に放送大学学園において地上基幹放送の終了を決定して以降、放送大学学園のホームページによる周知や、学生に対する各種資料の配布や、広報番組による告知などを行っており、今後も新聞等のメディアを通じた周知広報や放送画面による告知スーパーなどで周知広報を図っていくということを予定していますので、学生等の視聴者への周知広報対応は適切に行われるものと認められるということです。

以上のような観点から、認可をすることが適当であると認められるのではないかと結論にしています。

4ページは、放送大学学園の概要を参考としてつけさせていただきました。説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

○井幡衛星・地域放送課長　続きまして、諮問第7号についてご説明いたします。

資料の2ページですが、ただいま説明がありましたように、放送大学学園においては、地上放送の廃止を希望しております。これに伴い、放送の業務については衛星放送に一元化されるということで、放送番組の編成の見直しを行う予定としております。

その実施に当たり、既に認定を受けております一部の業務について、廃止をしたいというのが申請の中身です。

具体的な見直しについては、2ページの左側の図のとおり、現在は、1日の放送時間のうちの大半の時間について、HD1チャンネルで放送をするとともに、1日のうち約3時間45分については、帯域を3つに分割して、同時に3

チャンネルで、画質を落とす形で放送しております。

今般、番組の編成の見直しを行うことにより、HD 1 2 スロット 1 チャンネルとSD 3. 5 スロット 1 チャンネルを、1 日のほぼ常時にわたって同時に放送をしたいということです。また、ごく一部の時間帯について、1 5. 5 スロット全てを使ってHD 1 チャンネルで放送をしたいという編成の見直しを行うものです。

申請に対する考え方ですが、資料の下に記載しておりますとおり、放送大学については、法律により設置の目的を「大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図る」と規定されております。

今般、編成の見直しを行うことで、番組、コンテンツのボリュームについて、従来よりも拡大するということが、この目的にかなうものではないかと考えております。結果として、総務省としては認可することが適当としております。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。ただいま三田地上放送課長及び井幡衛星・地域放送課長さんからご説明いただきましたが、そのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○林委員 1点だけよろしゅうございましょうか。

○吉田会長 林委員、お願いします。

○林委員 先ほどは、ご説明ありがとうございました。本廃止に伴いまして、放送大学学園でも一定のコスト削減であるとか業務効率化が図られるかと思えますけれども、そのコスト削減分の額といいますか、それをご教示いただきたい、という質問がまず1点ございます。それから、当該廃止に伴いまして、いわゆる浮いた費用を放送大学学園の視聴コンテンツの充実であるとか受講者サービスの拡充に努めていただきたいというのが1点、これは要望でござ

います。

以上です。

○吉田会長 三田地上放送課長、お願いします。

○三田地上放送課長 地上放送を廃止することによって直接的に削減できる経費は、年間3億円程度と聞いております。このほか間接的に削減できる経費を加えれば、さらに削減額は多くなると思います。

また、削減された経費につきましては、ご指摘いただきましたように、コンテンツサービスの拡充などに充てていく予定であると、放送大学学園側から聞いています。

○林委員 ご教示、ありがとうございました。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。それでは1点だけ、私からもお尋ねさせていただきます。基本的に地上系の基幹放送を廃止して、BSに統一されるということで差し支えないのではないかと思うんですけども、むしろ私は関西の住人として、そういう意味で、関東の一部地域でのみ、この地上系放送がなされていたということを初めて知りまして驚いています。当初は、放送大学学園の授業は地上系で全国展開しようと思って関東の一部地域に入れ始めたんですけども、途中から、これは衛星放送でやろうというように方針が切りかわったというような経緯があったのでしょうか。どうして関東で始まった地上系の放送が、その後全国展開されなかったのか、興味がありますので、その経緯だけ、お聞かせいただければと思います。

○湯本放送政策課長 放送政策課長でございます。あくまでも半分伝聞のところもございますが、当初は全国展開というものも視野に置いて、ある程度考えていたようでございます。ただ一方で、その当時はCS放送がまず出てきて、衛星放送も出てきたところで衛星放送に徐々にシフトしてきたという背景事情があると聞いております。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第6号及び第7号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(4) 基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更について

(諮問第8号)

○吉田会長 次に諮問第8号に移らせていただきます。

諮問第8号は、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 諮問第8号説明資料をごらんください。基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の一部変更についてですが、この基幹放送普及計画は、放送法に基づき基幹放送の計画的普及の基本的事項などを定めている告示です。また、基幹放送用周波数使用計画は、電波法に基づき基幹放送用の周波数についてどのような場所でどのような用途でどのような出力で使うことができるかなどを整理した計画です。これらの計画の一部変更ということです。

2ページをごらんください。諮問の概要です。大きく分けて3つあります。

まず、1点目ですが、先ほど諮問第6号及び諮問第7号で認可が適当であるという答申をいただきましたので、これに伴い、基幹放送普及計画と基幹放送用周波数使用計画を改正する必要があるということで、規定の整備を行うもの

です。

それから、2点目ですが、離島においてAM放送に外国波による混信が発生している状況のときに、現行制度では、中波放送（AM放送）の放送対象地域でFM放送で外国波混信対策を行うことができないことになっていますので、これを可能とするように所要の規定整備を行うために基幹放送用周波数使用計画を変更するというものです。

それから、3点目が、地上デジタルテレビジョン放送に係る受信障害対策に関するものです。現在福岡県において、外国波による混信が発生しています。そこで、チャンネル変更や空中線電力の増力によって混信対策を行うために、この対策が可能となるよう所要の規定整備を行うとともに、以前に沖縄県で受信障害対策のためにチャンネル変更を行ったものが終わりましたので、このチャンネル変更に係る周波数を周波数使用計画から削除するという整備を行うものです。

これらにつきまして、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画の変更について諮問するというのが諮問の概要でございます。

3ページ以降は、今申し上げましたことを具体的に書いているものです。3ページが諮問第6号関係です。表の右側が現行、左が変更案となっています。地上基幹放送に関する放送大学学園の業務の終了に伴う変更のため、変更案では放送大学学園に関する記述が削除されています。

4ページがその続きです。

5ページが、先ほどの諮問第7号の説明の際に説明がありましたが、HD画質の番組とSD画質の番組を同時に放送することを予定しているということで、これができるように必要な規定の整備を行うものです。左側の変更案の下線部分に書いてありますように、高精細度テレビジョン放送（HD）と同時に標準テレビジョン放送（SD）を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含

むというような変更をしています。

6 ページが、離島におけるAM放送の外国波混信対策についてFM放送で行うことができるようにするための改正です。現行と変更案を比較していただきますと、変更案の(2)のところに下線を引いていますが、中波放送の放送対象地域において外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局というようなものを記載しています。

7 ページが、福岡県における外国波混信関係です。これにつきましては、福岡県内の宗像中継局と太宰府中継局について対応を行う必要があるというものであり、宗像中継局についてはチャンネルの変更、太宰府中継局については空中線電力を1ワットから10ワットに増力ということになっています。そのための変更をするということで、現行と変更案を比較していただきますと、宗像中継局と太宰府中継局のところが変更されています。

なお、3ワットを超えるものについて、この表に記載するというようになっておりますので、太宰府中継局の場合ですと、1ワットから10ワットに増力されますので、3ワットを超えたということで、ここに記載されるようになっています。

8 ページが沖縄における受信障害対策関係です。先ほども申し上げましたけれども、かつて受信障害の解消を図るためにチャンネル変更を実施しましたが、その後、受信障害対策が終了したので周波数の削除を行うということで変更を行うものです。

9 ページが関係規定の整備に当たりまして、意見募集を行った結果です。参考としてつけさせていただきました。

説明は以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

参考までにお伺いさせていただきたいんですけれども、資料の2ページ諮問の概要の中の3点目の地上デジタルテレビジョン放送の混信の話ですけれども、宗像市と太宰府で混信があったということですが、これは地デジ化されたときからあったんでしょうか。あるいは、ごく最近になって、海外局の周波数変更か何かで、混信が発生しだしたので、今回これに対応しようということでしょうか。いつごろからこの状況が起こったのか、もしわかっておりましたら、参考までにお伺いしたいんですけれども。

○坂中放送技術課長 放送技術課長でございます。外国波の混信ということでございますが、近隣国で、地上デジタル放送に加えて、4Kの放送も開始をしております。そういったことも踏まえて、新しく九州地方で外国波混信が発生しております。具体的には、昨年あたりから放送を開始していますので、春以降、フェージングが発生し、外国からの電波が日本に到来するため、混信の影響が出てくる可能性があるということで、対策を図るために使用する周波数や送信出力を変更していきたいということでございます。

○吉田会長 わかりました。そうしますと、近隣諸国等で4K・8K放送など地上波で新しい取り組みがこれから増えてくると、また九州のほかのエリアでも混信が出てくる可能性もなきにしもあらずというような感じになるんでしょうかね。予測はつかないでしょうけど。

○坂中放送技術課長 全くなきにしもあらずということはありますので、引き続き、外国からの電波状況を注視しながら、必要であれば、追加の対策をまたとっていく形になるかと思えます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第8号につきましては、諮問のとおり、変更することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(5) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(北海道「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)

(諮問第9号)

○吉田会長 次は諮問第9号になりますが、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の予備免許について(北海道「V-Lowマルチメディア放送」親局の予備免許)につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 諮問第9号説明資料を御覧ください。これはV-Lowマルチメディア放送の北海道親局の予備免許に関する諮問です。

2ページを御覧ください。まず背景です。これまで何度もこの審議会でご説明をさせていただいておりますけれども、平成25年にV-Lowマルチメディア放送という制度が整備されました。平成26年7月に株式会社VIPが提出した開設計画について認定を行い、平成27年以降、順次整備がされてきたという状況です。

このVIPの開設計画では、全国7地域に分けて整備を進めていくということになっており、平成27年には九州・沖縄広域圏、関東・甲信越広域圏及び近畿広域圏の3地域、平成28年には東海・北陸広域圏、平成29年には東北広域圏及び中国・四国広域圏ということで、これまで6地域の親局に対して予備免許を交付しておりますので、残っているのは、北海道のみとなっています。

諮問の概要は、「今般、株式会社VIPから、北海道について、電波法第6条第2項の規定に基づき、無線局開設の申請がなされた。審査の結果、同法第7条第2項各号の規定に適合していると認められるので、同法第8条第1項の規定に基づき、予備免許を付与することとしたい。」というものです。

3ページは、申請の概要です。

申請者は、株式会社VIP。無線局の名称は、V-Low札幌。運用開始の予定期日は、免許の日から6月以内の日。希望する周波数及び空中線電力は、103.5MHzから108MHzまで、5kw。無線設備の設置場所は、送信所、演奏所ともに北海道札幌市。

申請者であるVIPの概要は、本社所在地が、東京都千代田区。設立は、平成26年1月。資本金は、資本準備金を含めて約28億円。出資者は株式会社ジャパンマルチメディア放送。主な事業は、マルチメディア放送の基幹放送局提供事業。役員はこちらに記載のとおり、エフエム東京の社員が兼務しているという状況です。

次に、現在のV-Lowマルチメディア放送のハードの免許やソフトの認定の状況です。ハードにつきましては、VIPという会社が1社で全国を整備するというようになっており、7つの地域のうち、6つの地域で既に免許または予備免許が付与され、そのうち4つの地域で、サービスが開始されているという状況です。

一方で、ソフト事業者につきましては、基本的には地域ごとに個別に認定を受けて、その地域のサービスを提供していくということになっております。本日は、この諮問の後に、東北広域圏のソフトの認定につきまして、諮問させていただく予定です。これまでの認定状況につきましては、地域ごとに各地域マルチメディア放送株式会社が認定を受けているという状況です。

また、主な番組イメージです。これもこれまでの審議会でご説明をさせてい

ただいておりますが、例えばTS ONEという番組では、主にデジタルネイティブ世代をターゲットに人気声優によるアニメソングを中心とした番組や男性アイドルの特集番組などを放送しております。また、Amanekチャンネルという番組では、車に乗っている方を主に対象にしているということで、高音質のデジタルサウンドミュージックのほか、ドライブ情報、最新のライフスタイル情報、ニュース、各エリアの天気予報、ドライブスポット情報などを提供しています。そのほか、アニソンHOLICというアニメソングに限定した専門チャンネルや、i-dio Selectionという、ジャズ、クラシックなどの音楽を提供するチャンネルがあります。

防災分野におけるV-Lowマルチメディア放送の活用例として、兵庫県の加古川市において実証事業が行われました。

次のページが審査結果の概要です。審査としては、技術審査や特定基地局の開設指針への適合性などの審査を行っており、(1)技術審査については、例えば工事設計の電波法第3章に定める無線設備の技術基準への適合性などの項目について審査を行い、審査の結果、いずれの項目も適合しているものと認められるという結論となっております。

また、(2)特定基地局の開設指針への適合性については、VIPの開設計画は平成26年に認定を受けていますので、計画策定時と比べて後ろ倒しにはなっておりますが、開設指針の各規定を満たす計画となっており、適合していると認められるということにしております。

次のページが審査結果の概要の続きです。(3)業務を維持するに足る経理的基礎の有無については、2020年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっております。それまでの間は赤字が続いておりますが、キャッシュフローのところに書いているように、VIPの親会社であるジャパンマルチメディア放送からの借り入れや増資により、期間を通して資金不足とならない

計画となっています。このようなことから、事業収支見積もり等の記載内容は客観的に適切なものであり、確実に事業計画を実施することができるものであると認められるという結論にしております。

参考資料については、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 ご説明ありがとうございました。諮問事項自体には異論はございませんが、防災分野におけるV-Lowマルチメディア放送の活用は、たいへん有益なお取り組みだと存じますが、そのもととなった「災害情報 伝達手段 等の高度化事業」は平成28年度第2次補正予算で措置された事業かと存じますが、こういった事業は、なにより継続性が大事かと存じますので、予算があるときに単発的に措置される一過性の取り組みで終わるのではなく、総務省におかれましても、継続的な予算計上のためのご努力を含めまして、こういった取り組みへの支援およびその重要性の周知広報をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。この実証事業を継続する予定は、現時点ではないのですが、一定の支援措置は必要であると思っております。今後、地方財政措置において、一定の条件の下、特別交付税の対象になる予定であり、そのような支援措置も含めて取り組んでいきたいと思っております。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○松崎委員 素朴な疑問ですが、このVIPという会社1社が全国を手にするわけですね。経済用語でいくと、寡占とか独占に相当して、よろしくないとい

う状況ではないのですか。

○三田地上放送課長 先ほど平成25年、26年当時のことを説明しましたが、平成25年の制度整備時にそのような点も精査した上で、平成26年にVIPの計画を認定したという経緯があります。

ハード事業につきましては、VIPの1社ということになりますが、ソフト事業につきましては、基本的には各地域のソフト事業者ということになりますので、どのようなコンテンツを流すかはソフト事業者の判断ということになっています。

○松崎委員 ハード事業者からの圧力のような、プレッシャーのようなものはないと。

○三田地上放送課長 実態としては、ハード事業者とソフト事業者が連携をして事業展開をしているということかと思えます。ハード事業者とソフト事業者が、サービスの普及・拡充に向けてさまざまな形で連携していくということであって、「圧力」ということにはなっていないと理解しています。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 私からも1点だけ教えていただきたいことがあるんですけども、先ほど林委員からも言及がありました防災アプリというのを加古川市でなさったということですが、この中でV-Lowマルチメディア放送としましては、屋外スピーカー向けと、それから、消防団員あるいは自治会長等への防災ラジオ向けが書かれております。防災ラジオとしては映像・音声・文字などの多様な情報を伝達できるものを配信したと書かれているんですけども、このV-Lowマルチメディア放送を使って、V-Lowマルチメディアならではのコンテンツとしては具体的に何か流されたんでしょうか。どういう機能を持つラジオとか屋外スピーカーだったのか、興味がありまして、もしわかっていたら教えていただきたいです。

○三田地上放送課長 このV-Lowマルチメディア放送はデジタルであり、アナログのラジオ放送との差異として、特定の端末に対して、特定の情報を送ることができる機能があります。この実証実験においても、例えば自治会長の方々の端末だけが反応するように情報を送り、自治会長の方々の端末だけが起動するとか、消防団員の方々の端末だけが反応するように情報を送り、消防団員の方々の端末だけが起動するというようなことを実証したと聞いております。

また、受信端末も通常のラジオではなくて、画面がついているラジオになっていますので、そのような画面も活用した実証が行われていると聞いています。

○吉田会長 普通の単純なラジオであれば狭帯域で送れるので、V-Lowマルチメディアでやるからには、絵とかもうちょっと、ブロードバンドとまでは行かなくても、何かそういうコンテンツが流せるといいなと思ったものですから、実際にどういうふうな活用をなさったのかなと興味があった次第です。そういう意味では、少し画像は送られたという感じでしょうか。

○三田地上放送課長 画面に情報を送っていることは承知していますが、詳しい内容は把握しておりません。

○吉田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第9号につきましては、諮問のとおり、予備免許を与えることが適当である旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(6) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定について(東北広域圏)

(諮問第10号)

○吉田会長 それでは、次に諮問第10号になります。99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送の業務の認定について(東北広域圏)につきまして、三田地上放送課長からご説明をお願いいたします。

○三田地上放送課長 諮問第10号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

これは、V-Lowマルチメディア放送のソフト事業についての東北広域圏の認定です。

2ページを御覧ください。基本的には先ほどの諮問第9号でご説明させていただいたものと同じですが、V-Lowマルチメディア放送については、平成25年に制度整備を行い、平成26年にハード事業者であるVIPの開設計画を認定し、平成27年から順次ソフト事業の認定を行ってきました。7地域それぞれについてソフト事業者の認定を順次行っているところであり、これまでに、7地域のうち5地域について認定に係る答申をいただいております。

諮問の概要は、「今般、北日本マルチメディア放送株式会社から、放送法第93条第2項の規定に基づき、東北広域圏における移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請がなされた。審査の結果、いずれの申請も、同条第1項各号の規定に適合していると認められるので、同項の規定により認定することとしたい。」というものです。

3ページが申請の概要です。申請者は北日本マルチメディア放送株式会社。放送対象地域は、東北広域圏。業務開始の予定期日は平成30年3月31日。希望する周波数は、こちらに記載のとおりです。予定番組は後ほど説明させていただきます。

申請者の概要ですが、本社所在地が宮城県仙台市。資本金は資本準備金を含めて約1.5億円。主な出資者は、株式会社ジャパンマルチメディア放送と株式会社ジャパンエフエムネットワーク。主な事業は東北広域圏における移動受信地上基幹放送。役員は、代表取締役社長をエフエム仙台の会長が兼務しています。

主な番組イメージは、先ほどの諮問第9号で説明させていただいたものと基本的には同じですが、エフエム仙台等のサイマル放送に、楽曲情報等の関連データを付した番組を放送予定です。既存のエフエム放送の番組に関連データを付して、V-Lowマルチメディア放送で放送するものであり、このような取り組みは中国・四国広域圏でも行う予定になっております。

現在の免許・認定状況については、先ほどの諮問第9号と同じですので、説明は省略させていただきます。

次のページが審査結果の概要です。1から6までの6つの点で審査を行っています。

まず、1として、基幹放送局設備の確保可能性です。これにつきましては、株式会社VIPの基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数は東北広域圏において、現に移動受信地上基幹放送の業務の用に供していないため、確保は可能であると認められるという結論にしております。

2が、業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力の有無です。経理的基礎につきましては後ほど説明させていただきます。技術的能力の有無につきましては、運用・保守等の業務に関し、実務経験等を有する要員や緊急時の体制等が確保されており、技術的能力を有していると認められるとしています。

3が、電気通信設備の技術基準への適合性です。安全・信頼性に関する技術基準及び基幹放送の品質に関する技術基準に適合していると認められるとしています。

4は、表現の自由享有基準への適合性、いわゆるマスメディア集中排除原則です。申請者及び支配関係を有する者が使用する合計セグメント数は6を超えず、かつ、放送対象地域の数が2を超えないことから、適合していると認められるとしています。

5は、放送の普及及び健全な発達のための適切性です。放送番組の編集の適合性、放送番組審議機関の設置、個人情報保護体制の整備等の事項について適切に計画しており、適合していると認められるとしています。

6の欠格事由です。申請者は日本の法人である等、欠格事由に該当しないものと認められるということです。

経理的基礎については、2020年度に当期純利益が単年度黒字に転換する事業計画となっています。それまでの間は赤字になっていますが、現預金が事業開始時点で約1億4,600万円あるということになっていますので、期間を通して資金不足とならない計画となっています。

以上のとおり、事業収支見積もり等の記載内容は適切であり、経理的基礎を有していると認められるという結論です。

なお、業務の認定に当たっての指定事項については、説明は省略させていただきます。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

私から1つだけお尋ねさせていただきたいんですけども、ハードについては、先ほどの諮問案件で日本全体7地域が終わって、ソフトについては残り2地域になっていまして、今回そのうちの東北広域圏ということで、諮問案件そのものについては、私も全く意見はございません。ただ、前々からいろんな意見が出ていますように、このサービスがどれだけ日本国民に受け入れられてい

くか、その点が非常に私ども気になっています。以前説明を受けましたときは、V-Lowマルチメディア放送の受信端末について、最初は一定数無償配布されたり、スマートフォンとか、あるいは自動車に受信機能を埋め込んでいくことで、受信端末を増加させていく方策等について、いろんなことをお伺いしたんですけれども、最近の端末普及状況としては、定常状態に近づきつつあるかもしれないのですが、現状どのぐらいのペースで増えつつあるのか、気になっています。

今回説明されたようなコンテンツに加えて、東北広域圏につきましては、エフエム仙台等のサイマル放送に楽曲情報等、関連データを付した番組も放送予定ということで、少し魅力をつけ足した形で開設されるということで、非常にいいことだと思います。こういうコンテンツをどんどん膨らませて充実させていく一方、その魅力を国民にも広く周知して、できれば、減少傾向と伺っている受信機の端末機能がついたスマホ機種数、あるいは受信端末搭載車数などを、積極的に増やしてもらえるように、すなわち、これは今回の申請企業の仕事かもしれないんですけれども、その辺りの歯車がうまく回って、コンテンツの充実が引き金となって、スマートフォンや車を含めて受信端末数が伸び続けるような形に何とかなっしてほしいなと期待はしているんですけれども、そこら辺は期待できるんでしょうか。

○三田地上放送課長　まさにご指摘のとおりかと思います。V-Lowマルチメディア放送事業者におきまして、車で聞くことができるような設備の開発・普及に向けて、様々な取り組みをしているところです。また、スマートフォンにつきましては、一時期、V-Lowマルチメディア放送のチューナーを搭載したスマートフォンが販売されていましたが、あまり売れなかったようです。

コンテンツが拡充され、視聴可能なエリアが広がることによって、端末の普及のきっかけにもなるのではないかと考えております。コンテンツが充実し、

エリアが広がり、それに伴って端末が増えれば、収入が増えてエリアを広げることができるという良い循環になるように、事業者に取り組んでいただきたいと思っております。我々としても、できる限り相談に乗っていきたいと思っております。

○吉田会長 先ほどの説明ですと、東京はもちろんですけども、関西なんかでもサービスは始まっているんですね。

○三田地上放送課長 はい。

○吉田会長 でも、私も関西にずっと住んでいますが、こういうサービスがあるので、ぜひ端末を買いましょうとか、これを車につけましょうとかいった、何か呼びかけるような広告みたいな話はあんまり耳に入ってきません。果たして、一般の国民の方がこのサービスをどれだけ認知されていて、どれだけ興味を持っておられるのか、その点が非常に気になるところです。

アナログテレビ放送の跡地の貴重な電波を使っていますので、できるだけいろんな方に視聴してもらえるようなサービスになってほしいなと願っていただいて、そこら辺も総務省さんからうまくプッシュしていただけるとありがたいかなと思います。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。できる限りのことはやっていきたいと思っております。

○吉田会長 よろしくお願ひします。ほかにご意見はよろしいでしょうか。

松崎委員、お願ひします。

○松崎委員 実は、私も4月からこの地域に住むことになっているので、エフエム仙台を聞くとおもいますが、主な番組イメージを見ると、私は対象になっていないとわかりました。デジタルネイティブ世代をターゲットにしているとか、アニソンとかが主ですから、自分は消費者として対象になってないという、寂寞とした思いがします。

現在、シニアの人たちにスマホを使いやすいようにするために、いろんなシニアタイプの機種が開発されましたね。シニア対応のスマホをメーカーさんがもっと力を入れてつくって、こういう番組等がタイアップすることはできないのでしょうか？ ラジオを聞いているのはもうシルバー世代だと言われていますね。そういう人たちが難しい操作はできないけれども、シニアに使いやすい形のスマホにこのサービスがついてくるといようなセットアップ商品を出すとかが、コラボはできないでしょうか。若い人には夜中だけど、年寄りにはもう朝という時間帯に昔の童謡とか歌謡曲が聞けるとか、それが画像で見られるとか、私だったら、グループサウンズの画像が出てきて音が聞けるなら契約します。業界を越えてそういう工夫をしてみるようなことを、アドバイスができればと思うので、よろしくお願いします。

○三田地上放送課長 ありがとうございます。いただいたアドバイスは事業者にも伝えさせていただきたいと思います。事業者でもいろいろと検討をしていますので、私どももそのような検討の際に、いろいろな形でサポートしていきたいと思っております。貴重なご指摘ありがとうございました。

○松崎委員 お願いします。

○吉田会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、諮問第10号につきましては、諮問のとおり、認定することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することにいたします。ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局関係）

(1) 平成30年地上基幹放送局等の再免許等について

○吉田会長 それでは、最後になるかと思いますが、次に報告事項、平成30年地上基幹放送局等の再免許等につきまして、三田地上放送課長からご説明お願いいたします。

○三田地上放送課長 報告説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

2ページをごらんください。平成30年再免許等の概要です。まず、地上基幹放送局の免許がどうなっているかということ、基本的に原則5年ということで免許が与えられています。例えば、テレビ、ラジオ、それから、先ほどご説明させていただきましたV-Lowマルチメディア放送のハード事業者であるVIPについて、基本的に免許の有効期間は5年になっています。ただし、免許の終わる時期は、同じにしておりますので、例えば、VIPが平成28年に免許を受けた場合、平成28年から5年ではなく、他の基幹放送局と同じく平成30年10月31日に免許の有効期間が満了することになっています。

現在の主な免許人は、地上テレビ、地上ラジオ、V-Lowマルチメディア放送のハード事業者、衛星放送のハード事業者です。

この再免許に当たりましては、審査事項が決まっており、電波法第7条第2項で、3ページに記載している①から⑥までの審査項目について審査を行うということになっています。①の工事設計の技術審査への適合等、②の基幹放送用周波数使用計画への適合、③の経理的基礎・技術的能力があること、④のマルチメディア集中排除原則への適合、⑤の基幹放送普及計画への適合・放送の普及及び健全な発達のために適切であること、⑥の基幹放送局の開設の根本的基準への適合というようなことが決まっています。

このような審査項目が決まっているということを前提に、地上基幹放送局の再免許等に関する方針を総務省で策定しています。この方針につきましては、

先般パブリックコメントを行い、本日報道発表する予定です。

地上基幹放送局の再免許等に関する方針について、4ページでご説明をさせていただきます。まず、再免許等の審査ですが、先ほど申し上げましたように、審査項目が決まっていますので、その審査項目について審査を行います。特に災害放送及び視聴覚障害者向け放送の充実について留意するということになっています。

2は、再免許等の条件です。2つの条件をつける予定にしております。1つ目が、テレビ放送の番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保することという条件です。これは昭和40年代から同じような条件をつけてきたという経緯があります。

それから、2つ目は、技術基準が新しくなっていますので、5年間の免許の有効期間の途中の平成34年11月30日より後は、新しい技術基準の無線設備を使用することという条件です。

3が、再免許等における要請です。(1)から、次のページの(10)までの要請を行うこととしております。この要請につきましては、実際の申請内容等を踏まえて行うものです。(1)が放送法の規定及び自ら定めた番組基準の遵守や放送倫理の向上に努めることというような内容です。(2)が人権や児童・青少年に与える影響に十分配慮するとともに、関係法令を遵守するということです。(3)が、視聴者からの意見を十分に聴取できる体制や、放送番組審議機関及び番組考査機構の機能の発揮に一層努めることというものです。

次のページです。(4)が地域に密着した放送番組をはじめ、地域からの情報発信にも努めるということです。(5)が字幕放送、解説放送、手話放送などの充実です。(6)が災害放送の充実です。(7)は受信障害が発生した場合の対策です。(8)は新たな技術の活用など、放送サービスの充実です。(9)は難視聴解消に努めることとしています。

6 ページが、先ほど申し上げました、この再免許等方針案につきまして意見募集を行った結果です。主な提出意見としましては、免許の手續の簡素化や、番組種別に関する免許条件の付与に関する意見がありました。

7 ページ以降は、提出された意見の詳細です。この再免許につきましては、本年5月から7月まで申請を受け付けて、総務省において審査を行った結果を踏まえて、10月にまた改めてこの審議会に諮問させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○吉田会長 ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○石黒代理 質問ですが、5年に一度一斉に更新というのは、これは法律でそうになっているから仕方ないんですね。でも、一挙に全部申請が来ると総務省は大変じゃないんでしょうか。5分割ぐらいしてくれると楽ですよ。

○三田地上放送課長 5年に一度の作業だと思って行っています。

○石黒代理 担当になった方は大変ですね。

○三田地上放送課長 はい。

○石黒代理 ご苦労さまです。わかりました。

○林委員 1つよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 これもご説明ありがとうございます。7頁のパブコメにございますが、放送法3条の2第2項に規定するいわゆる番組調和原則の運用についてでございますが、民間放送事業者はほぼ異口同音に、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保する旨の免許条件は不要とのご意見のようですが、その根拠として「放送番組の種別の公表」制度にのっとり、番組種別等を半年ごとに公表して、番組調和原則の透明性は確保されていることを理由に挙げて

ございますが、番組の種別分類方法自体、適切に行われているのでしょうか。例えば、通販番組はどのように扱われているのでしょうか。この番組調和原則が過去問題になったのは、いわゆる通販番組が盛んに行われたことが背景にあったかと記憶しております。例えば、通販番組はいわゆる広告に分類されると思いますが、その分類自体に事業者間で多少のバラツキはないのでしょうか。

と申しますのも、一般的に通販というと、広告ですけれども、これを商品およびそれに付随する科学、学術、文化等に関する知識や諸情報の提供を含むものだと考えますと、これは一種の教養番組的要素も兼ね備えているといえなくもない。また、昨今はいわゆるタレントやお笑い芸人等が出演して面白おかしく商品等の宣伝を行うといったこともまま見られ、一種の娯楽的要素もないではない。そうすると娯楽番組に分類できなくもない。同種のことは、こと通販だけでなく、教育番組やその他の種別の番組についてもいえるかと存じます。

要はこういった判断について事業者間でバラツキなくといいますか、客観的で明確な分類基準が示されていれば、それに基づいて分類していけば、いわゆる判断のバラツキはきわめて小さかろうと存じます。逆に、もし番組の分類の具体的基準やその方法について、放送事業者間で統一がなされておらず、また、各放送事業者において各番組の具体的な番組種別の分類について公表されることなく番組調和原則の運用が行われてきた、あるいは行われてきているということだとすれば、そのような運用のさらなる透明化も一定程度必要ではあるまいか、と考える次第であります。番組調和原則が制度として法定されている以上は、それが実際にどのように運用され、総合編成の維持にどの程度の機能を果たしているのかは、視聴者にとってもまた重大な関心事項の1つであるといつてよいからでございます。さきほど申しましたように、一口に通販番組といっても多種多様、その内容も区々にわたりますので、本来なら広告に分類されるところが、そのほかの教養だとか、娯楽だとかに分類されてしまうと、この

調和原則というものが、制度としてなし崩し的に形骸化しかねないという問題意識をもっているわけでございます。もちろん、各放送事業者の有する放送の自由および番組編成権の自由は、これはきわめて重要なものでございますので、それらはあくまで最大限尊重した上での問題提起でございます。以上の点につきまして、いかがでございましょうか。

○三田地上放送課長 個別の番組がどの分類に当たるかは、基本的に各放送事業者においてご判断いただいているところですが、放送法におきましては、教育番組と教養番組について定義があります。放送法第2条第29号と第30号です。「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいい、「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいうとされておりますので、この定義を踏まえてきちんと判断をしていただけるものと思っております。

なお、先ほど通信販売というご指摘がございましたけれども、日本民間放送連盟において、放送番組の種別の基準というものをつくっており、これによりますと、「報道」、「教育」、「教養」、「娯楽」、「その他」という分類があり、「その他」の中に「通信販売」、「通信販売以外」という分類があります。「通信販売」は、商品又はサービスの通信販売を目的とした番組ということになっておりますので、これを参考にしつつ、各放送事業者において適切に分類をされるものと思っております。

○林委員 なるほど制度の概要は承知致しました。さきほどおっしゃった「適切に分類されている」という言葉を私も信じ、これは各放送事業者に対して向けられたものとしても、重く受け止めたいと思います。

○松崎委員 通信販売には難しい側面があって、例えば朝日新聞の広告に出ていた商品を購入した、不具合だった、朝日に出ているというもとに信頼して買ったのにと消費者は考えます。でも、朝日新聞はあくまで広告スペースを売っ

ただけ、そういうパーセプションギャップが消費者と媒体側にあるということも事実です。また、早朝のテレビはショッピング番組ばかりで、孤独な早起き老人がショッピングチャンネルで浪費してしまうのではと不安になります。認知症が入っていて自分で申込書を書くということができないレベルの人も、電話は親切なオペレーターなら注文できてしまいます。テレビと高齢者とのかわりには大きな問題を抱えていると思います。

○三田地上放送課長 基本的に放送内容については、放送事業者において自主的自律的に取り組んでいただいております。

○松崎委員 将来的に大きな問題にならないかと思っています。

○吉田会長 1点、私から参考までに教えていただきたいことがあるのですが、5ページの要請事項の中に「(8) 新たな技術、4K・8K等高度なコンテンツ制作技術の導入、コンテンツのマルチユース等により、放送サービスの充実に努めること。」とあるのですが、この中のコンテンツのマルチユースという言葉ですけれども、これは具体的にはどういうことをイメージされているのでしょうか。その点について教えていただけますでしょうか。

○三田地上放送課長 例えば放送でつくったコンテンツをインターネットで流すというようなことや国内でつくった番組を海外展開するというようなことも含めてのマルチユースです。

○吉田会長 せっかくお金をかけたからには、放送以外にも使ってくださいという感じですね。わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員は退室をお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書は、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回の開催日時は追って事務局からご連絡いたします。

また、本日の審議会をもちまして、松崎委員は任期満了につき、ご退任となります。つきましては、松崎委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○松崎委員 あっという間に9年がたちました。まだ教員になる前にお話をいただいて、長岡市という新潟県の大学に行くことになっていたのですが、お断りしたんです。でも、消費者の普通の方の視点でご意見をいただければ構わない、全部出席じゃなくて構わないとおっしゃったので、つい引き受けてしまって、難しい内容でした。ですから、私が貢献したというよりも、知らないジャンルのことを学ばせていただいたという気がします。興味を持たなかった分野を知ることができたので、視野が広がり、時々授業の中で学生たちに話すこともできたので、私にとっては大変有益だったのですが、審議会にとって私が有益だったかどうかはわかりません。

9年間で記憶に残っているのは、地デジ化したときに、年金生活をしている山間部の方が、今まで見られたのにケーブルテレビを通さなければ見られなくなった、年金生活をしていてわずかな収入しかないのに、このために自分はケーブルテレビの使用料を払わなければいけなくなったというケースでした。ああ、そういうところの人たちを何とか救い上げるような政策なり、何なりというのができないものなのかと思ったんですね。ですから、技術的なことには全く疎いのですけれども、放送行政によってデメリットをこうむる庶民の立場と

か、そういうことを会議では発言することができたかしらと思います。先生も何度もおっしゃっていましたが、周知、広報がとても下手ですよ。それは総務省に限ったことではなくて、郵政省時代からの話で、放送行政審議会でも何度も言ったのですけれども。今度は4K・8Kです。ディーン・フジオカさんが出て広報していますけれども、見ている視聴者は何のことかわかりません。これを見るためにはこういうものが必要でこうだなんていうことは全然流れない。ただ画質がよくなって、オリンピックはきつときれいな画質で見られます的なことしかわからない。NHKの受信料も払わなければいけないのですから、それに見合うだけの周知、広報をして欲しいですね。長い間ありがとうございました。(拍手)

○吉田会長 ほんとうに長年にわたり、国民目線での意見をたくさん頂戴いたしました。ほんとうにありがとうございました。

○松崎委員 庶民目線で、おばさん編集長という肩書の人もいましたけれども、おばさん審議員で。(笑)

○吉田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。